

国九整企画第60号
令和8年8月 4日

熊本知事 木村 敬 へ

国土交通省 九州地方整備局長
垣下 禎裕
(公印省略)

令和8年度直轄道路災害復旧事業における事業計画について(通知)

平素から国土交通省直轄事業の推進にあたり、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当局における直轄道路災害復旧事業に関する地方負担を求める事業計画のうち、
熊本県関連分について、別紙のとおりお知らせいたします。

令和8年度当初 熊本県における事業計画(道路関係〔直轄〕)
災害復旧事業

箇所名等		事業規模	全体事業費 (千円)	負担基本額(千円)							地 方 負担額	R8年度事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
南九州 西回り自動車 道 (国道3号)	熊本県八代市日奈久町～ 水俣市	L=30,000m	3,240,600	3,215,600	25,000	0	0	0	0	3,240,600	1,079,119	調査設計、応急処理工、法面工、舗装工、橋梁補修工、ト ンネル補修工、仮設工	
国道3号	熊本県八代郡水川町～八 代市夕葉町	L=13,400m	1,472,900	1,459,900	13,000	0	0	0	0	1,472,900	490,475	調査設計、応急処理工、舗装工、擁壁工、函渠工、仮設工	
国道57号	熊本県宇土市新松原町～ 宇土市住吉町	L=8,150m	198,000	196,200	1,800	0	0	0	0	198,000	65,934	調査設計、応急処理工、舗装工、擁壁工、函渠工、仮設工	
合 計				4,871,700	39,800	0	0	0	0	4,911,500	1,635,528		

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合がある。
(注) 負担率は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により第4条第1項第1号に定める率としているが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が変更となる可能性がある。